

## Society 5.0 重要課題ワーキンググループ 運営規則(案)

平成30年1月25日

Society 5.0 重要課題 WG

### (WGの運営)

第1条 Society 5.0 重要課題ワーキンググループ(以下「WG」という。)の議事の手続、その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

#### (座長)

第2条 WGには座長を置く。

2 座長は、WGの事務を掌理する。

3 座長がWGに出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

#### (構成員の欠席)

第3条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

#### (議事)

第4条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 WGの議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 WGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 WGは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

#### (調査・検討事項)

第5条 WGは、Society 5.0 実現のための分野横断的重要課題と戦略及びそれに附帯する事項に関し調査・検討等を行う。

2 WGは、必要に応じてサブワーキンググループ(以下「サブWG」という。)を設置し、サブWGの運営規則に定めるサブWGが担当する事項について、サブWGに必要な調査・検討等を行わせることとする。

3 WGは、第2項に関する事項についてはサブWGの議決をもってWGの議決とする。

#### (公開)

第6条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

#### (議事内容の公表)

第7条 座長は、WGにおける議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座

長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。

(了)